

子ども・被災者支援法

成立から1年

国の責任で早期実施を

グローバール勧告生かし実効性あるものに

福島原発事故の「子ども・被災者支援法」が成立してから1年が経過したが、いまだに「基本方針」は策定されておらず、具体的な支援が始まっていない。復興庁は今年3月に「支援パッケージ」を提示したが、既存施策の寄せ集めであるため被災者が求める支援とはかい離している。そんな折、5月に国連人権理事会の「健康に対する権利」特別報告者、アナンド・グローバール氏の報告と勧告が発表された。これを見ると、日本政府に方針や施策の問題点が見えてくる。

●担当は復興庁

「子ども被災者支援法（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）」は議員立法により策定され、昨年6月21日に成立、同26日に施行された。政府が「基本方針」を定めることになっており（5条）、支援の対象となる地域を設定する必要がある（8条）が、担当の復興庁が1年以上放置しているため、予算措置も具体的な施策も行われていない。

法成立から1年となる今年6月21日の院内集会

決。正確に言うと、白黒つけずに曖昧なままにしておくことに関係者が同意しただけなんだけど、こんな解決策もあるという。】

これは、復興庁の水野靖久参事官（当時）の3月8日のツイートである。支援法を放置し続ける復興庁が「支援パッケージ」を公表する数日前だ。

被災者や支援者、国会議員らを愚弄する発言を個人のツイッター上で行なっていた水野元参事官は1カ月の停職処分となったが、集会では郡山市から北海道に自主避難中の宍戸慈さんが「これは復興庁の問題。本当に反省しているなら、支援法の方向性を示す文書が出ていいはず」と述べ、トカゲのしっぽ切りに終わらせてはいけない」との発言が相次いだ。

【今日は懸案が一つ解

被災者の視点で健康を守る

●被害者が政治参加

水野元参事官の暴言ツイート問題が注目を集める中、シユネーブの国連人権理事会で、アナンド・グローバール氏が福島原発事故後の健康問題に関する報告と日本政府に対する勧告を発表した。グローバール氏は人権理事会の特別報告者に任命されたインド出身の弁護士で、昨年11月に来日し、NGOのコーディネーターにより被災者や避難者、収束作業員らの聞き取り調査を行なった。



来日時のアナンド・グローバール氏（提供・ヒューマンライツ・ナウ）



5月29日の院内集会の様子。

および可能な限り低くならない限り、避難者は帰還を推奨されるべきでない」と指摘している。

阪上武さん（福島老朽原発を考える会）は「日本政府が2011を基準にして人々に被ばくを強要する」という人権侵害がなされる中、こうした勧告が出たのは非常に意味がある」と高く評価する。

●健康管理の対象拡大

グローバール勧告には、「健康管理調査は年1回、シーベルト以上のすべての地域の住民に実施されるべき」という勧告も含まれている。これに対し政府は正式な見解として「すでに対応済み」として直後に「追加積算線量が1μSv以上の地域で健康管理調査を行なう科学的な根拠がない」と矛盾したコメントを行ない、「原

低線量の地域もきちんと支援すると決めた。また、居住、避難、帰還、（福島の子もたちを守る法律家ネットワークS A F L A N）が支援法をめぐり状況について解説し、政府の不作為を批判した。

「支援法は『人』に注目した法律で、避難区域が20μSvシーベルトで区切られる中、避難区域より

庁が被災者の意見を聞く場を持ったことはない。先述の支援法の具体化を求める6月の院内集会で川崎健一郎弁護士（S A F L A N）は「このまま放っておいたら、みんな福島に帰って忘れてしまっだろう」と思われているとしたら、大きな間違い」と話し、宍戸さんは「被災者の状況はどんどん変わっているのに、支援法ははじめそれに対応できていないのは、一人ひとりの無関心のせい。もし4号機がメルトダウンしたら東京も支援法の対象地域になるんです」と訴えた。

支援法成立から2年目を迎へ、被災者への具体的な支援は始まっていないのに、原発の新規制基準が施行され、続々と再稼働申請が行なわれている。グローバール勧告を最大限に生かし、人権を基礎にした政策を求めてさらに声を上げていかねばならない。

※グローバール勧告（暫定仮訳）日本政府の見解（暫定仮訳）はヒューマンライツ・ナウのウェブサイト（http://human.jp）で見られる。

●避難解除は人権侵害

国は国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に依拠して「年20μSvシーベルト」を基準にした避難政策を行なった。現在、20μSvシーベルトを下回る

解除が進められている。特定避難勧奨地点だった福島県伊達市小国地区は、住民への説明もないまま昨年12月に指定解除された。その3ヵ月後には賠償が打ち切られ、避難している人たちは帰還を迫られている状況だ。

指定解除をニュースで知った菅野美成子さんは「説明会も解除猶予期間もなく、たった1回の除染と測定で高線量の地域に戻されようとは思いませんでした。指定解除

量か1μSvシーベルト以下

「健康を享受する権利」は、日本が批准している「国際人権規約」で規定されている（A規約12条）権利だ。5月29日に開かれた院

内集会で満田夏花さん（ForJシヤパン）は「原発事故の被害者、脆弱（ぜいじやく）な立場に置かれる人たちが政策決定の場に参加すべきと随所で述べられている。また、経済的合理性ではなく人権の観点から避難政策や被ばく防護を行なうべきと求めている」と話し、グローバール氏の勧告を高く評価した。

この勧告を国内外にアピールし、実現させていくことが重要」とシユネーブ現地から報告した。